

# 平成23年 第2回町議会臨時会

## 議会ニュース

平成23年第2回積丹町議会臨時会が2月15日招集され、報告1件、議案4件が審議され、同日閉会しました。

議会の議決を求めます。

(原案可決)

そのあらましについてお知らせします。

### 報告第1号

専決処分承認を求めるとして(平成22年度積丹町一般会計補正予算・第10回)

益子清美前積丹町長の死去に伴う香典50万円、広告料32万円など総額93万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7,592万3千円とするものです。

(承認)

### 議案第1号

公の施設の指定管理者に関する件について

積丹町美国地区緑地等利用施設条例第4条の規定により同施設の指定管理者として、応募のあった(株)しゃこたん興業を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、

積丹町地域情報通信基盤施設の設置管理に関する条例について

平成23年4月1日から積丹町地域情報通信基盤施設を供用開始するにあたり、公の施設として設置及び管理等その運用に供するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により条例を制定するものです。

(原案可決)

### 議案第3号

積丹町地域情報通信基盤施設整備基金条例について

積丹町地域情報通信基盤施設の永続的かつ安定的な維持管理運営に資するため、施設改修等の整備費用に充てる安定的な財源の確保を図るため、新たに基金を設置するものです。

(原案可決)

## 『林野火災予防に関する作品』標語が入選

余別小学校

工藤圭悟くん(3年)

吉田美咲さん(1年)

外崎堅祥くん(1年)

北海道が主催し、林野火災の予防啓発を広く行うため、全道小学生から林野火災予防をテーマにした標語・ポスターを募集する『林野火災予防に関する作品』に余別小学校工藤圭悟くん(3年)、外崎堅祥くん(1年)、吉田美咲さん(1年)の3人が

入選し、2月16日に記念品が贈呈されました。

今年度は全道からポスター

1,034点、標語1,025

点の応募の中から、ポスター21

作品(後志3作品)、標語25作

品(後志3作品)が入賞作品として選ばれました。

受賞した工藤圭悟くんは「自分の作品が選ばれてうれしいです。入賞した3作品を紹介し

ます。

### 山火事に

### ならないように 火の用心

余別小学校3年 工藤圭悟くん

### ひをつかう

### やまのきやんぶ きをつけて

余別小学校1年 吉田美咲さん

### やまもえる

### たばこのポイ捨て かじのもと

余別小学校1年 外崎堅祥くん

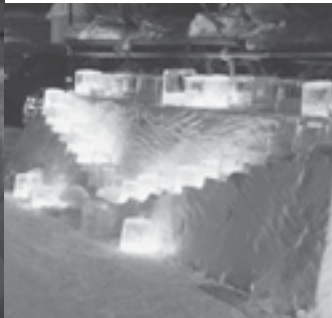


## 今年も力作が勢ぞろい

## まちを彩る幻想的な明かり

今年で8回目を迎える町商工会（青年部・女性部）主催の『しゃこたん夢あかり』が12日(土)に開催されました。

趣向を凝らしたたくさんの雪像が家々の玄関を彩り、午後5時の花火と同時に火の灯されたスノーキャンドルは幻想的な明かりでまちを包み込みました。



## 異業種連携の地域おこし

～積丹町まちづくり研修会を実施～

町は2月2日に、農業・水産業・商工観光業の連携により、町内の地域資源を活用した地域ブランド品開発や地域おこしの検討を目的とする『まちづくり研修会～農水商観連携による地域ブランド品づくり～』を開催しました。

この研修会は、講師に根室管内の標津町企画政策課長川口真氏を迎え、「鮭のまちづくり」を進

「化」と題し、標津町が行うサーモンフィッシングや、漁業者から仲買人まで一体となった衛生管理システムのPRによる産業の観光化などの事例発表を交えた講演とグループ討議が行われました。

参加した漁業者、農業者、商工観光業者、町職員など合計50人は積丹町の豊かな資源を再確認しながら、新たな活用による

## 札幌学院大学

## 観光・事業者アンケート調査報告会

札幌学院大学河西研究室（河西邦人教授）は2月16日に、昨年7月と9月に行った観光客や町内事業者へのアンケート調査の結果報告会を行いました。

この報告会は、アンケート調査の結果を町民に還元することにより地域に貢献できればと河西研究室が行ったもので、町内事業者や漁業者・農業者・町内会などから合計29人が参加しま

した。

調査結果から学生は、積丹町の経済活性化戦略や地域ブランドの確立のための施策、事業者からニーズの多いインターネットの活用による宣伝についての提案がされた他、観光や地域の協働についてのグループ討議が行われました。

河西研究室では、4月以降の光ブロードバンドの開通を待つ

て、事業者へプログラムの立ち上げや運用方法の支援を行うこととされています。



地域おこしの可能性についての話し合いを行い、異業種間の交流を深める有意義な研修でした。



て、事業者へプログラムの立ち上げや運用方法の支援を行うこととされています。

# ★人がつながる★地域がつながる 町全域をつなぐ「光の道」⑤



▲利用が可能となったIP告知端末機  
(野宮靖夫さん宅・神岬町)

地上デジタル放送やIP告知器端末機の本格運用まで1カ月となりました。各世帯への光ファイバの引き込みなどの工事は順調に進み、一部の世帯では地デジ放送の視聴やIP告知器端末機の利用が可能となっています。

積丹町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例が先の第2回町議会臨時会で可決され、平成23年4月1日から施行されます。

施設の本格運用に向け今回は、地上デジタル放送及びBSデジタル放送の視聴に関する使用料、施設の管理や利用上の注意などについてお知らせします。

## ■使用料・再開手数料・分担金の金額及び納期限

種類	金額	納期限	納入義務者
使用料	月額 500円	第1期 4～6月分 6月25日 第2期 7～9月分 9月25日 第3期 10～12月分 12月25日 第4期 1～3月分 3月25日	地上デジタル放送及びBSデジタル放送を視聴する世帯や事業所
再開手数料	1回 3,150円	納入通知書に定める期限	休止した地上デジタル放送及びBSデジタル放送の視聴を再開する世帯や事業所
分担金	1設備 30,000円	納入通知書に定める期限	平成23年4月1日以降に、新たに光施設等の利用の承認を受けた世帯や事業所

IP告知器端末機の利用方法や条例の内容については、別途説明会の開催や冊子の作成・配付を予定しています。

### ●ご注意ください！

屋外引込工事等の実施にあたり、施工業者が工事費などを請求することはありませんのでご注意ください。(ブロードバンドサービスについては、NTT東日本と利用者との個別契約により使用料などが発生します。)

### ●工事などについて不明な点があれば、ご遠慮なくお問い合わせください。

#### ■問い合わせ先

役場企画課 電話 44-2111

## ■利用上の注意

使用料を納期限から起算して3カ月以上滞納したときやIP告知器端末機や光ファイバケーブル、光終端装置などの光施設を故意に破損したとき、町が行う光施設運営に関する事業を妨害したときなどは、利用を停止し、又は利用の承認を取消することがあります。

## ■施設の管理

町は各世帯にテレビ用・通信用光終端装置やIP告知器端末機、各世帯への引き込み設備などを貸与します。

各世帯には、IP告知器端末機の電気料の負担や設備の適切な管理をお願いします。